

## 【改正概要】

令和6年11月8日付、厚生労働省老健局長より「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の通知（老発1108第2号）が発出された。当該通知では、国で定める有料老人ホーム設置運営標準指導指針（以下「国指針」という。）に関し、同年11月8日から改正規定が適用されるため、各自治体において別途指導指針を定めている場合には、国指針を参考にできるだけ速やかに改正することとなった。

このため、本市で規定する越谷市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「市指針」という。）に関し、国指針を参酌のうえ、所要の改正を行うほか、文言整理を行うもの。

## 【改正内容】

### （1）令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和6年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、協力医療機関との連携体制の構築、感染症対応力の向上、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めるもの。

### （2）既存建築物等の活用の場合等の特例について

平成30年に改正された建築基準法（平成30年法律第67号）において、戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数3以下）を福祉施設（有料老人ホームを含む）として利用する場合、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることが不要とされたことを踏まえ、この要件に適合する場合においては、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととした。

### （3）老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第135号）の施行を踏まえた重要事項説明書の改正

老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項に、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化の推進、安全管理及び衛生管理に係る取組状況を追加する改正が行われたことを踏まえ、重要事項説明書の一部を改正することとした。

## 【適用期日】

令和6年12月1日